

Shoeshine Member's Card カードご利用約款

第1条（本約款の趣旨）

本利用約款（以下「本約款」といいます）は株式会社BOOT BLACK JAPAN（以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義した Shoeshine Member's Card カード（以下「本カード」といいます）のご利用について規定するもので、本カードの所持者（以下「お客様」といいます）は本約款に従ってご利用いただくものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

（1）お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社（当社から引渡しを受けた第三者を含みます）から本カードの引渡しを受け、実際に本カードを所持される方であって、本約款に規定された利用をされる方をいいます。

（2）商品

当社各店にて販売する商品（ギフト券、本カード、金券類、一部商品を除く）、または当社が提供する役務やサービスなどを総称したものをいいます。

（3）Shoeshine Member's Card 取扱店

「Shoeshine Member's Card 取扱店」の掲示がある当社が指定する日本国内の店舗（以下「カード取扱店」という）または施設をいいます。具体的なカード取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載された本カードに関するお問合せ窓口にお電話にてお問合せいただくか、当社ホームページにてご覧いただけます。

■プリペイド機能ご利用約款

第1条（定義）

本プリペイド機能ご利用約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

（1）Shoeshine Member's Card

当社発行の前払式証券である加減算型カードです。貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、また入金された金額をもって当社指定の店舗において商品を購入することができる機能を備えたもの（以下「本カード」という）をいいます。

（2）バリュー

お客様が商品の給付を当社に請求する上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます。（なお、本カードの最終ご利用日現在における当該本カードのバリュー残余数量を、以下「残高」といいます）

（3）商品購入による利用

商品の給付を受けるために必要な残高を有する本カードをカード取扱店に提示することにより商品の給付を請求し、かつ当該商品の給付を受ける行為の総称をいいます。

（4）入金

商品の給付を請求するために必要な残高を有しているか否かを問わず、本カードについて、本約款に規定する金額以上の金員を取扱店に対して支払うこと、または、その他の当社が指定する方法により、本カードの残高を増加させる行為をいいます。

（5）残高照会

本カードをカード取扱店に提示することにより、または、その他の当社が指定する方法により、当該本カードのバリューの残高を確認する行為をいいます。

（6）ご利用

本カードへの入金、および本カードの商品購入による利用の行為を総称して「ご利用」といいます。

第2条（カードの発行）

当社は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、お客様は、本約款に規定する金額以上の金員を取扱店に対してお支払いいただくことにより、本カードの交付を受けることができますものとします。

第3条（本カードのご利用）

お客様は、カード取扱店においてのみ、本カードのご利用をすることができるものとします。

第4条（入金の方法）

- 本カードへの入金は、カード取扱店にて承るものとします。
- お客様は現金もしくは当社が指定する支払い方法により、本カードへ入金することができるものとします。
- 本カード1枚の1回あたりの入金は、1,000円以上1,000円単位で可能です。
- 本カードへ蓄積できる上限額は、本カード1枚につき金500,000円とします。

第5条（利用の方法）

- 本カードにて商品をご購入される場合には、カード取扱店内のレジにて本カードをお渡しいただくものとします。本カードに入金された金額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にてお支払いされた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後の本カード残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないかを確認するものとします。
- お渡しいただいた本カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、改めて本カードにご入金いただくか、または不足分を現金もしくは当社が指定する支払い方法によりお支払いをいただくものとします。
- お客様は第6条各号の処理の後において、本カードにより利用された数量、および、当該利用後の当該本カードの残高を表示したレシートまたは明細書その他の当社が指定する書面（以下、単に「レシート」といいます）をカード取扱店から受け取るものとし、かつ当該レシートに記載された事項に誤がないことを確認しなければならぬものとします。なお、この場合当該レシートの受取時にお客様から特段の申し出がない限り、お客様が当該記載された事項に誤がないことを確認したものとみなすものとします。

- 本カードを複数枚お持ちであっても、各本カード残高を1枚の本カードに統合することはできません。

第6条（残高照会の方法）

- お客様は、6条に規定するレシートによる残高照会のほか、カード取扱店において本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。
- 当社の指定するウェブサイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された16桁のカード番号と6桁のPIN番号（スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ加工部分を軽くこすっていただくこと6桁の数字が現れます）が必要です。
- 当社の指定するウェブサイトにおいては、残高のほかご利用の履歴も確認が可能です。但し、システムの都合上、ウェブサイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当社が決めるものとします。

第7条（換金）

- 本カード自体または本カード残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。
- 但し社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当社の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止することを当社が決定した場合、例外的にお客様は、当社に対して本カードの残高の払戻しを求めることができますものとします。この場合、当社所定の方法に従って、本カードの残高照会の結果に基づき払戻しを行うものとします
- 前項の払戻しを行った場合は、お客様より本カードを回収させていただきますものとします。

第8条（再発行）

- 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。
- カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
- 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。
- その際、当社は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引渡しを求めることができますものとします。なお、新しい本カードの発行にあつては、本カードの図柄及び属性は当社が指定させていただき、お客様は異議を述べないものとします。

第9条（不正な取得・利用等）

- 次のいずれかに該当するときは、当社は、お客様に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いといたうえ、お客様の本カードを当社にお引渡しいただくものとします。
 - お客様が不正な方法により本カードを取得され、または、お客様が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。
 - 本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。
 - 本約款に違反した場合。
 - その他、本カードの利用が不正であると当社が認める場合。

- 当社は前各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとします。
- お客様は前1項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第10条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】

- 本カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として2年間ご利用がない場合、当該本カードは無効となり、当該本カードの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。（ご利用とは、入金、および本カードによる商品購入による利用をさします）
- お客様は、前項のご利用期限が到来した本カードに関するご利用および払戻し等の請求権、一切に関することができないものとします。
- お客様は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、十分注意しなければいけないものとします。

第11条（システム保守・障害等）

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により本カード取扱店の一部または全店において、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとします。その際、本カードがご利用いただけなくなるから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条（質権等担保権設定の禁止）

- お客様は、本カードに質権等の担保の設定を一切することができないものとします。
- 当社は、お客様が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等は一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第13条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用および取引に関してお客様と当社または取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第14条（本約款の変更）

- 当社は当社の判断において本約款をお客様に事前通知することなく変更することができるものとします。
- 本約款を変更するときは、変更後の約款をカード取扱店の店頭あるいは当社に所定の期間備え置くものとします。

■ポイント機能ご利用約款

第1条（本カードの発行・貸与）

- 本カードは、1名につき1枚発行いたします。
- お客様ご自身の管理によって、本カードを保管および使用するものとします。
- 本カードは本人のみが利用できるものとし、ご本人以外に譲渡、貸与することはできません。

第2条（本カードの利用）

- お客様はカード取扱店で商品を購入される際、お支払いの前に本カードを提示いただくものとします。
- 本カードの提示があった場合のみ、お客様は次条の特典をご利用いただけます。

第3条（お客様の特典）

① ポイントの付与

- 当社が定めた率のポイントを本カードに付与いたします。
- 対象店舗は予告なく変更される場合があります。
- 支払方法：現金及び当社が指定する支払い方法（ただし、他の優待サービスとは併用できません。）
- 取得ポイントの有効期限は、最後の付与日・利用日から2年間です。有効期限が切れたポイント残高は失効されます。
- 取得ポイントは第三者への譲渡はできません。

② ポイントの利用

- 会員からの請求がある場合、カード取扱店舗での商品購入時に1ポイント＝1円としてご利用できます。（サービス内容は予告なく変更される場合があります。）
- ポイント利用後の残ポイントは、有効期限内において繰越することができます。
- ポイント利用は、ご本人以外はできません。

- ポイント付与の対象とならない役務等次の役務等については、ポイント付与の対象になりません。

- 他サービスをご利用しての商品の購入、また当社が指定したものとします。

第4条（本カードの紛失・盗難）

- 本カードの紛失・盗難等が発生した場合は、カード取扱店にて新規本カード発行の手続きを行ってください。（残高や登録情報は引き継がれません。）
- 本カードを紛失したことに伴う責任は、一切お客様が負うものとします。

第5条（複数の本カードの保有の禁止）

同一会員は、2枚以上の本カードを保有することはできません。

第6条（退会）

お客様は随時退会できるものとし、退会に関しては当社に本カードを返却するものとします。なお退会時に取得ポイントは全て失効するものとします。

第7条（ポイントの喪失）

次の場合は、取得ポイントを喪失するものとします。

- ポイント付与・利用後2年間が経過した場合。
- 本規約に違反したと当社が判断した場合。

第8条（本カード保有資格の喪失）

本規約に違反したと当社が判断した場合、本カード保有資格を喪失するものとします。

第9条（お客様の方々へのご案内）

お客様は、当社がお客様宛に各種宣伝印刷物、電子メール等を送付することをあらかじめ同意するものとします。

第10条（規約の変更他）

本規約に定めた内容や運営方式は予告なく変更あるいは廃止する場合がありますことを予めご了承ください。

《Shoeshine Member's Card 発行元》

株式会社 BOOT BLACK JAPAN
〒107-0062 東京都港区南青山 6-3-11 PAN 南青山 204
TEL: 03-3797-0373
www.briff-h.com